**暫定ケアプランと「居宅サービス計画作成依頼（変更）届出書」の提出について**

新規申請・区分変更申請をした被保険者または、更新申請で処分延期による有効期限が切れサービスを利用している場合等の被保険者が、申請から認定結果が確定するまでの間にサービスを利用する場合の暫定ケアプランの作成等については、以下の通り取り扱うことといたします。

**新規申請・区分変更申請**

１　要介護認定の可能性が高いと見込んだ場合

1. 暫定ケアプランの作成

　　　利用者は、居宅介護支援事業者に暫定の「居宅サービス計画」の作成を依頼し、サービス

の利用を開始する日までに「居宅サービス計画作成依頼（変更）届出書」（以下『居宅届』と

いう）を嘉麻市高齢者介護課介護給付係に提出してください。

　　　　居宅介護支援事業者は、仮に認定の結果が要支援となった場合でも、ケアプランに基づい

　　　た適切なサービス提供が行われるよう、介護予防支援事業者（包括支援センター）と連携を

とり、介護予防支援事業者に暫定の「介護予防サービス計画」の作成を依頼する。ケアプラ

ン上には居宅サービス及び介護予防サービス両方を提供している事業所を位置づける。

1. 暫定ケアプランの提出

・居宅サービス計画作成依頼（変更）届出書

・介護予防サービス計画・介護予防ケアマネジメント作成依頼（変更）届出書

　※要支援の可能性がある時は同時に提出してください。

・暫定ケアプラン（以下は写しで結構です）

　第１表　居宅サービス計画書（１）…左上に暫定と朱書きしてください

　第２表　居宅サービス計画書（２）

　第３表　週間サービス計画表

　第４表　サービス担当者会議の要点

　第６表　サービス利用票（兼居宅サービス計画）

　第７表　サービス利用票別票

1. 認定後の取り扱い
   1. 要介護認定の場合

居宅介護支援事業者は、「居宅サービス計画」を作成し、給付管理業務を行います。

利用者には、利用日前に提出された『居宅届』に基づき居宅介護支援事業所の名

称が記載された被保険者証と負担割合証（新規申請の場合）が郵送されます。

* 1. 要支援認定の場合

居宅介護支援事業者は、包括支援センターと速やかに連絡をとり、包括支援センターが

遡って「介護予防サービス計画」を作成し、『居宅届』を高齢者介護課介護給付係に提出

してください。

　　　　※暫定ケアプラン作成時に包括支援センターと連携していた場合に限り居宅の届出日は

居宅届の届出日に遡ります。

※給付管理業務は包括支援センターが行い、利用者と居宅介護支援事業者との契約及び届

出日前に提出された届出書は無効として取り扱います。

ただし、居宅介護支援事業者が委託を受けて「介護予防サービス計画」を作成すること

ができ、包括支援センターが確認し委託の承諾ができる場合については、委託を受けた

居宅介護支援事業者が遡って計画を作成します。

　２　要支援認定の可能性が高いと見込んだ場合

（１）暫定ケアプランの作成

　　　利用者は、包括支援センターに暫定の「介護予防サービス計画」の作成を依頼し、サービ

スの利用を開始する日までに「介護予防サービス計画・介護予防ケアマネジメント作成依

頼（変更）届出書」（以下『居宅届』という）を嘉麻市高齢者介護課介護給付係に提出して

ください。

　　　　包括支援センターは、仮に認定の結果が要介護となった場合でも、ケアプランに基づい

　　　　た適切なサービス提供が行われるよう、居宅介護支援事業者と連携をとり、居宅介護支援事業者に暫定の「居宅サービス計画」の作成を依頼する。ケアプラン上には居宅サービス及び介護予防サービス両方を提供している事業所を位置づける。

（２）暫定ケアプランの提出

・介護予防サービス計画・介護予防ケアマネジメント作成依頼（変更）届出書

・居宅サービス計画作成依頼（変更）届出書

※要介護の可能性がある時は同時に提出してください。

・暫定ケアプラン（以下は写しで結構です）

　介護予防サービス・支援計画書…左上に暫定と朱書きしてください

　介護予防支援経過記録（サービス担当者会議の要点を含む）

　第６表　サービス利用票（兼居宅サービス計画）

　第７表　サービス利用票別票

1. 認定後の取り扱い
   1. 要介護認定の場合

包括支援センターは、居宅介護支援事業所と速やかに連絡を取り、居宅介護支援事業所は遡って「居宅サービス計画」を作成し、『居宅届』を高齢者介護課介護給付係に提出し

てください。

給付管理業務は居宅介護支援事業所が行います。

利用者には、利用日前に提出された『居宅届』に基づき居宅介護支援事業所の名称が記

載された被保険者証と負担割合証（新規申請の場合）が郵送されます。

* 1. 要支援認定の場合

居宅介護支援事業者は、包括支援センターと速やかに連絡をとり、包括支援センターが

遡って「介護予防サービス計画」を作成し、『居宅届』を高齢者介護課介護給付係に提出

してください。

　　　　※暫定ケアプラン作成時に包括支援センターと連携していた場合に限り『居宅届』の届出

日に遡ります。

※給付管理業務は包括支援センターが行い、利用者と居宅介護支援事業者との契約及び届

出日前に提出された届出書は無効として取り扱います。

ただし、居宅介護支援事業者が委託を受けて「介護予防サービス計画」を作成すること

ができ、包括支援センターが確認し委託の承諾ができる場合については、委託を受けた

居宅介護支援事業者が遡って計画を作成します。

**問合せ先**

嘉麻市役所高齢者介護課　介護給付係

ＴＥＬ　0948-42-7431

ＦＡＸ　0948-42-7093